

「金融庁環境配慮の方針」の点検等について

金融庁は、平成 16 年 12 月 16 日付(平成 19 年 8 月 7 日一部改正)で「金融庁環境配慮の方針」(以下「環境配慮の方針」という。)を作成し、同方針を推進するため「金融庁環境配慮の方針推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、同推進委員会において、毎年度点検、見直しを行うこととしています。

この度、推進委員会により、平成 20 年度における環境配慮の方針の点検を行いましたので、その結果を「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号)第 6 条に基づき、下記のとおり公表します。

なお、金融庁は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築のため、今後も環境に配慮した取組みに努めます。

記

1. グリーン調達の推進

環境配慮の方針においては、「物品やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の趣旨に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進めることを目標としましたが、平成 20 年度における特定調達品目の目標達成率は 100%となっています。

2. 低公害車の導入

環境配慮の方針においては、平成 16 年度末までにすべての一般公用車を低公害車に切り替えることを目標とし、平成 16 年度に目標を達成しました。現在、当庁の公用車は低公害車比率 100%を維持しています。

3. 受注業者等に対する働き掛け

環境配慮の方針においては、当庁が発注する事業については、適切な環境保全の取り組みがなされるように入札及び発注契約時に発注事業者に対し働き掛けを行うことを目標としましたが、納品の際の使用車両を低公害車とする等、事業者自身へのグリーン購入法推進の呼びかけを実施しています。

4. エネルギー使用量の抑制

環境配慮の方針においては、昼休みの消灯や、O A 機器類の節電に努めるとともに、冷暖房の適正な温度管理を行うこととしてきましたが、平成 20 年度における事務所の単位面積あたりの数値を平成 13 年度と比較すると、電気使用量は 44.73%、エネルギー供給設備等における燃料使用量では都市ガス 98.23%となっています。